

山村における 産業振興施策促進事項の運用の手引き

令和 7 年 12 月改定

**農林水産省 農村振興局
地域振興課**

この手引きは、平成27年度から適用されている産業振興施策促進事項に係る各種支援措置の制度運用に当たり必要となる事務手続きをまとめ、解説を加えたものです。

手続きの効率化を図るため、本手引きを参考としてください。

(令和3年7月)

税制上の優遇措置が令和2年度限りで廃止されたことを受け、これまでお示ししてきた産業振興施策促進事項の運用に係る本手引きを大幅に改定しています。

また、当省では押印の省略を進めており、その点についても追記しています。

令和3年度以降に産業振興施策促進事項を作成する場合は、これに従って作成してください。なお、令和2年度までに作成している場合、今回の改定にあわせるためだけに変更する必要はありません。

目 次

1. 平成27年度以降の新たな支援措置について	S-1
2. 支援措置の活用手続き（総論）	
（1）産業振興施策促進事項の策定に必要な事務	S-2
3. 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務	
（1）産業振興施策促進事項の作成	S-3
（2-1）産業振興施策促進事項についての事前調整	S-6
主務大臣が同意するときの基準	S-7
（2-2）提出が必要となる書類等	S-8
（3）産業振興施策促進事項の正式協議	S-10
（4）産業振興施策促進事項を含む山村振興計画の都道府県との協議	S-11
（5）山村振興計画の提出及び産業振興施策促進事項に係る同意の公示	S-11
（6）山村振興計画の公表及び事業実施主体への通知	S-11
4. 産業振興施策促進事項として定めた支援措置の実施のための事務	
（1）制度の周知	S-12
（2）投資実績データの収集	S-12
（参考資料1-1）産業振興施策促進区域位置図	S-13
（参考資料1-2）産業振興施策促進事項工程表	S-15

1. 平成27年度以降の新たな支援措置について

振興山村市町村の産業振興を後押しするため、平成27年3月の山村振興法（昭和40年法律第64号。以下「法」という。）の改正により、山村を振興するための税制上の優遇措置及び法律上の優遇措置が拡充されました。

税制上の優遇措置については令和2年度限りで廃止されましたが、他の措置については、山村振興計画において、法第8条第3項に規定されている産業振興上の取組を計画的かつ戦略的に進めるための産業振興施策促進事項を作成することにより、活用が可能です。

振興山村市町村におかれましては、各市町村の実情を踏まえ、今後の産業振興に係る施策を整理し、当該市町村内における支援措置の積極的な活用をご検討ください。

【支援措置に係るH27改正のポイント】

法律上の優遇措置：

法第8条の6及び8条の7において林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の特例措置が新設（林業・木材産業改善資金の据置期間・償還期間の延長、補助金等交付財産の目的外使用の際の手続の簡素化）され、山村での産業振興に関する取組への支援が拡充されました。

2. 支援措置の活用手続き（総論）

各振興山村市町村において支援措置を活用する場合の事務手続きは、以下の通りです。

（１）産業振興施策促進事項の策定に必要な事務

支援措置を活用する要件である産業振興施策促進事項案を作成し、主務大臣と協議等を行う事務です。

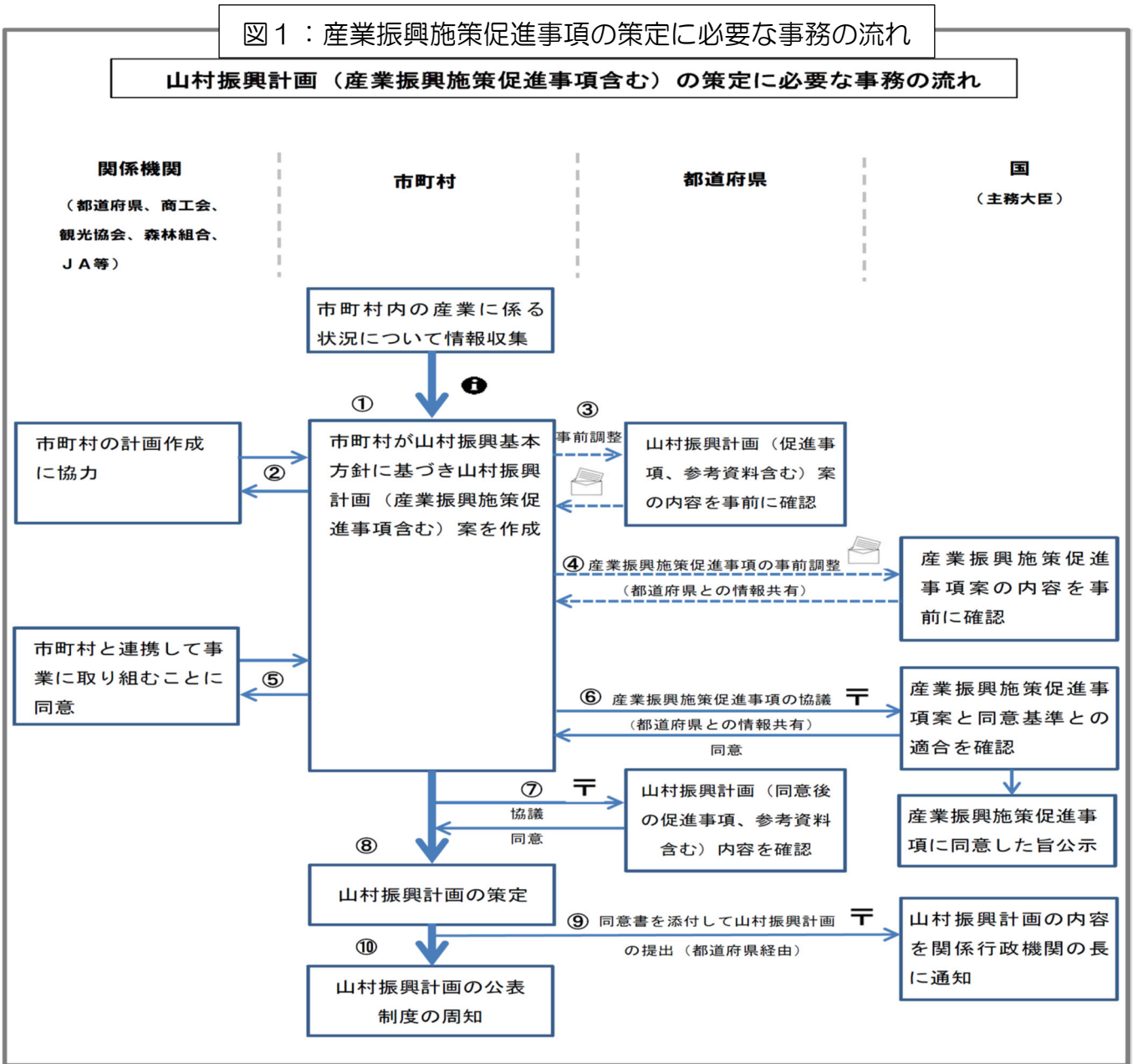
振興山村市町村は、その産業振興の状況を踏まえ、必要に応じて関係機関や事業実施主体と調整を行った上で、産業振興施策促進事項を作成し、主務大臣と協議を行います。主務大臣は、産業振興施策促進事項が法第8条第11項各号に掲げる基準（以下「基準」という。）を満たしているかを確認し、満たされているときには同意します。

その後、振興山村市町村は、産業振興施策促進事項が記載された山村振興計画について都道府県と協議を行い、その同意を得た後に、山村振興計画を主務大臣に提出します。主務大臣は、当該計画の提出を受け、当該計画に記載された産業振興施策促進事項に同意をした旨を公示します（「3. 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務の流れ」の図1を参照下さい）。

産業振興施策促進事項を含む山村振興計画を定めたときは、支援措置が積極的に活用されるよう、HP等を活用し、制度の周知を行ってください。

主務大臣は、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣を指します（以下、本資料において同じ。）。

3. 産業振興施策促進事項の策定に必要な事務（図1）



(1) 産業振興施策促進事項の作成

- ① 産業振興施策促進事項は、支援措置を活用し域内の産業振興の取組を積極的に進めるため、山村振興計画の一部として作成するものです。産業振興施策促進事項は、山村振興基本方針及び山村振興計画の作成及び実施について（令和7年8月4日付け総行地第86号・7農振第1287号・国振第110号総務省大臣官房地域力創造審議官・農林水産省農村振興局長・国土交通省国土政策局長通知。以下「通知」という。）の別紙様式2-2※に則って作成してください。

※通知様式2-2（抜粋）

〔別紙様式2-2〕

産業振興施策促進事項

I. 産業振興施策促進区域

--

注）産業振興施策促進事項の対象とする地区を記載する。

II. 産業振興施策促進期間

--

（記載例）産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、○年○月○日から○年○月○日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

（1）○○市（町・村）の産業の現状

--

注）振興山村市町村の商工業、農林水産業等の産業を取り巻く状況について、現状を簡潔に記載する。

（2）○○市（町・村）の産業振興を図る上での課題

--

注）（1）の現状を踏まえ、対象地区の産業の振興に向けた課題について、簡潔に記載する。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

--

注）産業振興施策促進事項の対象とする事業が属する業種について記載する。

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

--

注) IVに記載した業種の振興を図るため、振興山村市町村が実施する取組、関係団体が実施する取組、関係団体が連携して行う取組を記載する。

※ 法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合又は同項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合には、当該事業を実施する旨を記載した上で、別紙様式2－3又は別紙様式2－4を添付する。

VI. 産業振興施策促進事項の目標

--

注) 産業振興施策促進期間の終期における到達目標を記載する。

- ② 産業振興施策促進事項の作成に当たっては、次の点にご留意ください。
- i) 振興山村市町村の産業振興に資するよう、支援措置に関する記載又は法第8条第4項第3号に掲げる個々の業種の振興についての記載のみに終始することなく、各振興山村市町村の産業振興に関する課題、目標、課題の解決に向けた取組等を総合的に記載するよう努めること。
 - ii) 市町村における既存の計画との整合を図る観点から、市町村で作成している総合計画等の既存の計画を参考にすること。（総合計画等で代替できるものについては、その記載内容を転記していただいて構いません。）
 - iii) 産業振興施策促進事項として、関係都道府県の施策との調和を記載したり、関係団体等の取組等を記載したりする場合には、必要に応じて、これらの機関との調整を行い、内容の確認等を行うこと。
 - iv) 産業振興施策促進事項として、森林資源活用型地域活性化事業その他法第8条第4項第3号に該当する事業を記載しようとする場合は、事業実施主体と市町村との間で、事業の実施、産業振興施策促進事項として記載するために必要な調整等を行い、事業実施主体の同意を得ること（法第8条第8項）。

（2－1）産業振興施策促進事項についての事前調整

産業振興施策促進事項は、法第8条第7項に基づく主務大臣との協議が必要となります。協議の際、主務大臣は、産業振興施策促進事項が、通知の別紙様式2－2に基づいて記載されているか、また、その内容が基準を満たしているかを確認します。

国において、提出された産業振興施策促進事項と基準とが適合しているかの確認を円滑に進めるため、産業振興施策促進事項が記載された山村振興計画の案を正式な協議の前に国（農林水産省）に送付し、事前に調整するようにしてください。

この際、振興山村市町村・都道府県・国の三者が情報共有を図りながら手続きが進められるよう、メールにてご提出ください。

国では、提出していただいた山村振興計画のうち産業振興施策促進事項案について必要な事項を確認し、調整が必要と判断する事項などについて振興山村市町村にお伝えします。

産業振興施策促進事項の主務大臣協議に係る確認事項

■主務大臣が産業振興施策促進事項を認める基準（山村振興法第8条第11項）

基準（法第8条第11項）	解 説
一 山村振興基本方針に適合するものであること	【第一号】 産業振興施策促進事項において、山村振興基本方針に記載されている内容に逆行する趣旨の内容が記載され、山村振興基本方針の実施に支障を及ぼすことがないこと。
二 産業振興施策促進事項の実施が産業振興施策促進区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。	【第二号】 産業振興施策促進事項において示されている課題を踏まえて推進される事業として、必要となる支援策が記載されており、それらが実行されることにより、既存事業の継続・拡大又は事業の新規創出が図られ、域内雇用の維持又は拡大が期待されること。
三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。	【第三号】 産業振興施策促進事項に記載された事業が確実に実行されるよう、事業の実施スケジュールが考慮されていること。
四 森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した産業振興施策促進事項については、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者の当該森林資源活用型地域活性化事業に係る次に掲げる事項が記載されており、かつ、その事項が当該森林資源活用型地域活性化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められること。 イ 森林資源活用型地域活性化事業の目標 ロ 森林資源活用型地域活性化事業の内容及び実施期間 ハ 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設を整備しようとする場合にあつては、当該施設の種類及び規模 ニ 森林資源活用型地域活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	【第四号】 森林資源活用型地域活性化事業の実施主体ごとに、イ～ニに掲げる事項が明確に記載されており、各項目間の整合性が確保されていること。

(2-2) 提出が必要となる書類等

正式協議を円滑かつ迅速に行うため、事前調整を行うときは次の書類等を添付してください。

- ① 産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び当該区域を表示した付近見取図（山村振興法施行規則（昭和40年総理府令第45号）以下「施行規則」という。）第5条第1号）
（参考資料1-1の「産業振興施策促進区域位置図」を参考に作成し、添付してください。）

- ② 産業振興促進施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書（施行規則第5条第2号）

〔 基準に適合しているか否かを判断するものです。参考資料1-2の「産業振興施策促進事項 工程表」を参考に作成し、添付してください。 〕

- ③ 補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類（施行規則第5条第3号）

〔 法第8条第6項第2号に規定する補助金等交付財産活用事業を実施する場合に必要な書類です。通知別紙様式2-4に必要な事項を記載した上で、添付してください。
関係省庁への処分同意の協議において、追加添付する資料が必要となる場合がありますので、本事業を利用する場合には事前に本省までご相談ください。 〕

- ④ 法第8条第8項に規定する同意を得たことを証する書面（施行規則第5条第4号）

〔 法第8条第8項の規定に基づいて、法第8条第4項第3号の実施主体として定めようとする者の同意を得た場合には、同意を得たことを証する書面（様式自由）を添付してください。 〕

- ⑤ 森林資源活用型地域活性化事業の事業者の氏名、事業の目標、事業の内容、実施期間等に関する事項を記載した書類

〔 法第8条第6項第1号に規定する森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合に必要な書類です。通知の別紙様式2-3に必要な事項を記載した上で、添付してください。 〕

上記資料のうち、「① 産業振興施策促進区域に含まれる行政区画を表示した図面

又は縮尺、方位、目標となる地物及び当該区域を表示した付近見取図」、「② 産業振興促進施策促進事項の工程表及びその内容を説明した文書」、「④ 法第8条第8項に規定する同意を得たことを証する書面」については、通知の別紙様式2-2の「産業振興施策促進事項」の直後に「別添1」、「別添2」及び「別添3」と記入した上で、添付してください。

(3) 産業振興施策促進事項の正式協議

事前調整を経て、産業振興施策促進事項の最終案を主務大臣と協議します。この際、原則として、国に提出する日をもって産業振興施策促進事項の開始日としてください。

宛名は3大臣名としてください。

(文書例)

		番 号
		年月日
総務大臣	殿	
農林水産大臣	殿	
国土交通大臣	殿	
		〇〇〇村長 △△△
山村振興計画の産業振興施策促進事項の協議について		
山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 7 項の規定により、産業振興施策促進事項について協議します。		

押印を省略した文書でも受け付けています。市町村において押印省略可能であれば、省略いただいて結構です。提出方法は以下の通りです。

(押印を省略する場合)

電子ファイルをメールにてご提出ください。(印刷物の郵送は不要です)

(押印をする場合)

提出の際には、都道府県を経由せず、直接、農林水産省に郵送により3大臣宛文書及び山村振興計画を3部作成した上で、以下のあて先まで送付してください。

また、郵送すると同時に、山村振興計画の電子データを添付したメールを、都道府県の担当者と国まで送付いただきますようお願いいたします。

（郵便送付先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 調査調整班

TEL：03-6744-2498（直通）

（４）産業振興施策促進事項を含む山村振興計画の都道府県との協議

主務大臣との協議の結果、産業振興施策促進事項についてその同意を得た振興山村市町村は、法第8条第1項に基づいて、山村振興計画について都道府県と協議を行い、同意を得ます。

（５）山村振興計画の提出及び産業振興施策促進事項に係る同意の公示

都道府県の同意を得た振興山村市町村は、都道府県を通じて法第8条第14項に基づいて山村振興計画を主務大臣に提出します。提出方法については、通知の「第3 措置」の「2 山村振興計画の作成及び協議」の「（４）計画の提出」を参照してください。

産業振興施策促進事項の提出を受けた主務大臣は、同条第13項に基づいて、当該計画に同意した旨を公示します。

（６）山村振興計画の公表及び事業実施主体への通知

振興山村市町村は、公示後において、山村振興計画（通知の別紙様式2-3、別紙様式2-4及び参考資料を除く。）を市町村内で公表するよう努めてください。公表の媒体としては、市町村のホームページや広報誌への掲載等が考えられます。

また、森林資源活用型地域活性化事業を実施する場合は、振興山村市町村は、山村振興計画について都道府県の同意を得た旨を事業実施主体に通知するとともに、都道府県の同意文書、計画書、別紙様式2-2及び当該実施主体に係る別紙様式2-3の写しを事業実施主体へ送付してください。

4. 産業振興施策促進事項として定めた支援措置の実施のための事務

(1) 制度の周知

産業振興施策促進事項を作成した市町村においては、次の支援措置が受けられます。

- ① 林業・木材産業改善資金助成法の特例
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

措置の適用希望者に情報が伝わるよう、機会をとらえて関係者に周知いただけますようお願いいたします。

(2) 投資実績データの収集

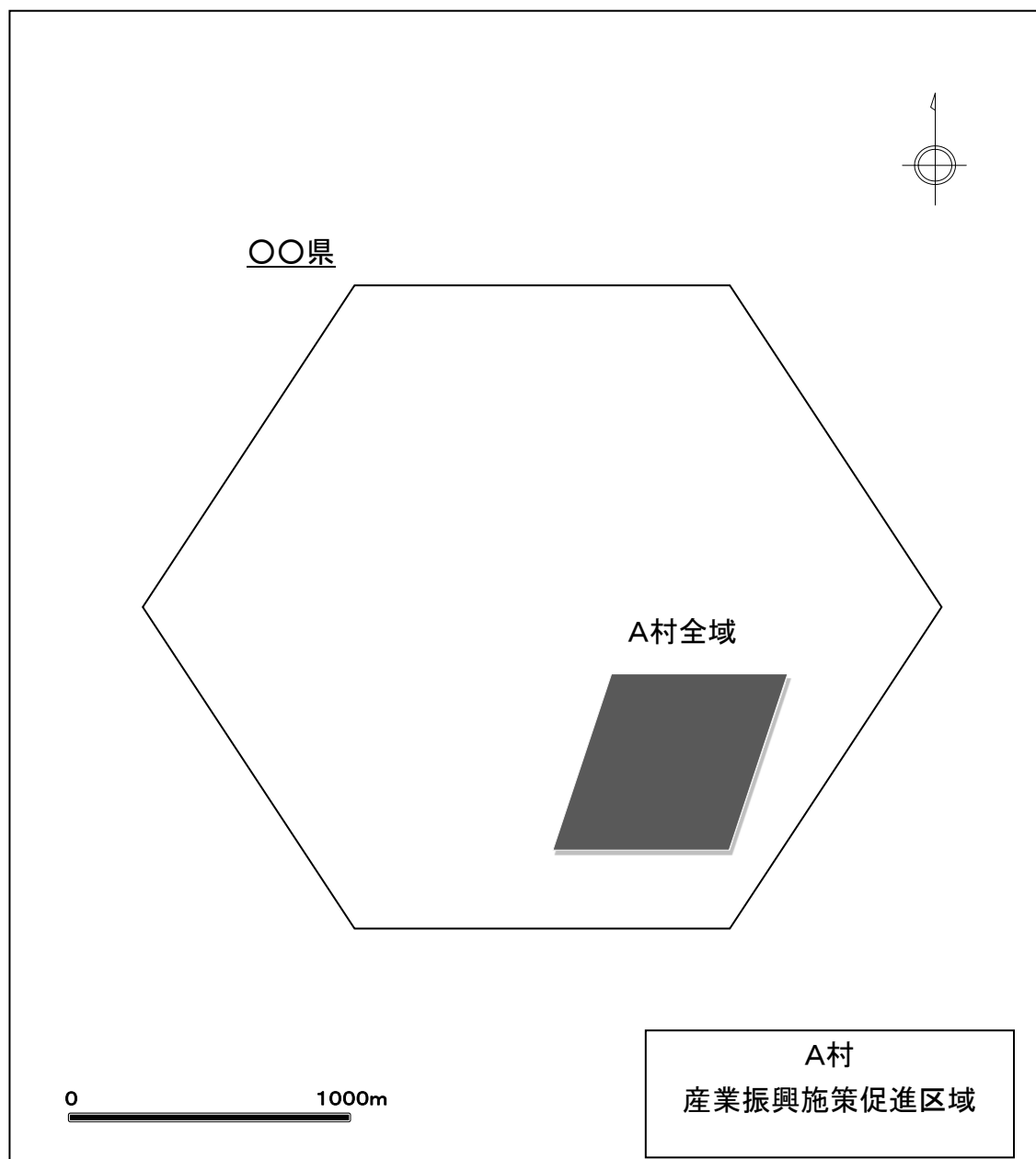
事業者の設備投資が産業振興施策促進事項に適合することを市町村が確認した際に発行した確認書の写しは、市町村において保存するようにしてください。確認書に記載されている事項や産業振興施策促進事項で設定した目標値との対比等について、山村における設備投資の動向を取りまとめ、国に御報告いただくことがあります。御報告いただいたデータは、個別の事業者に係る情報が特定されないようにした上で、政策立案の参考とすべく、都道府県・市町村の御担当に情報提供させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

[参考資料 1－1]

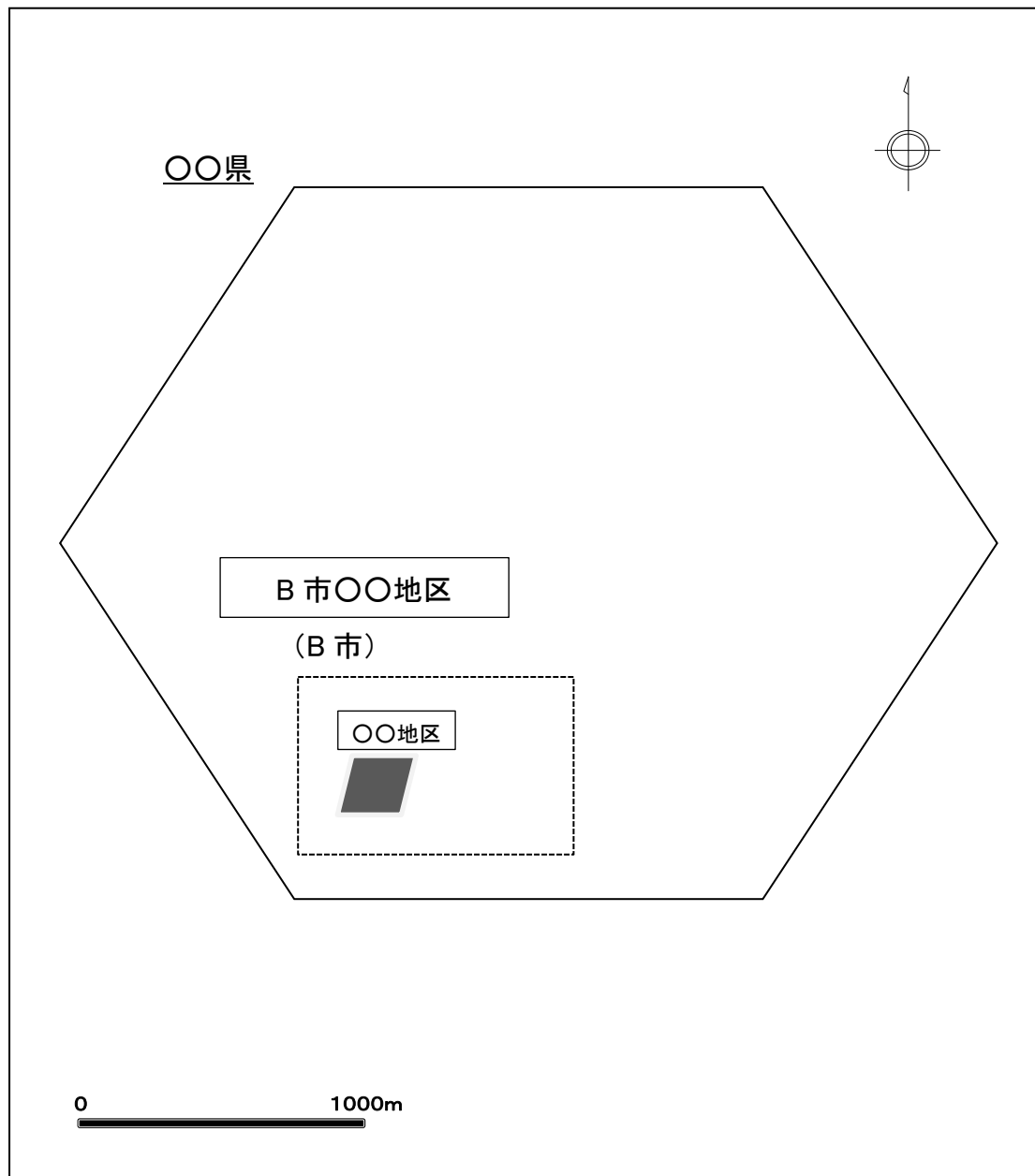
産業振興施策促進区域位置図(例)

※ 地図は市町村の区域等が明示され、第三者が位置関係を概ね理解できる内容となるよう配慮してください。

例1: 産業振興施策促進区域の範囲が市町村域の行政界と一致する場合



例2：産業振興施策促進区域の範囲が市町村域の行政界と一致せず、市町村の区域の一部である場合)



[参考資料 1－2]

〇〇村（市・町）産業振興施策促進事項 工程表

※ 当該市町村の主な取組について記載するようお願いします。

事業		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
	森林資源 活用型地 域活性化 事業	事業者による措置の活用				
	補助金等 交付財産 活用事業	事業者による措置の活用				
その他		事業の活用の見込みがある場合は、適宜記載してください。該当がなければ削除してください。				

※ 表の下に、表中に記載したことの説明を数行程度で簡潔に記載してください。また、この表の下欄の「その他」の欄は、「振興すべき業種の振興を促進するために行う事業」に該当しない事項を記載する場合にご活用ください。